

広島県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十六年広島県告示第四百九十五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

大竹市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・一〇六号駅小島新開線、三・三・一〇一号小方栄橋線及び八・七・一〇二号新町西栄線

三 事業施行期間

平成七年一月九日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成七年広島県告示第二十号、平成七年広島県告示第千二百六号及び平成十三年広島県告示第二百二十七号の事業地のうち大竹市西栄一丁目及び新町一丁目地内において、事業地を変更する。

使用の部分

平成七年広島県告示第二十号の事業地のうち大竹市西栄一丁目及び新町一丁目地内において、事業地を追加する。